

4 子どもの権利救済・回復活動の実例

(1) 相談対応・調整活動の事例

※プライバシー保護のため、内容等は一部変更してあります。

相談者 所属 主な内容	相談および調整の内容
事例① 本人 小学生 友人関係の悩み	<p>[相談導入概要]</p> <p>「友だちから悪口を言われたり、叩いたりされるのがいや！」とのお手紙相談がありました。強い筆圧で大きな字を書いてくれており、本人の「いやだ」という思いの大きさが伝わってくるようでした。お手紙用紙の『会ってお話したい』の欄に○をつけてくれていたため、学校の昼休みに面接をすることとしました。</p> <p>[ハッピークローバーより]</p> <p>初回面接時、同クラスの友だち複数人についての話が語られました。どの友だちとも、普段一緒にいることが多いようでしたが、すれ違いやちょっかいから何かとエスカレートし、いやな言葉を言い合ったり、喧嘩になったりしてしまうとのことでした。本人からは「友だちの悪口や叩くことを少なくしたい」という希望と共に「自分がやり返すのも少なくしたい」という希望も語られたため、エスカレートしないための方法について一緒に考えることになりました。また、本人は言葉のみのやりとりよりも、絵や文字を使ってのやりとりが得意とのこと、困った場面について絵を描き、文字を付け加えながら、面接をおこないました。</p> <p>定期面接において、絵や文字を使って状況を整理していくと、いくつかの気付きがありました。まず、身体的なサインについての気付きがありました。ちょっかいを出し合ったり、ふざけ合ったりしている時に、ある程度までは特に気にならないが、ふと身体が熱くなってきて、そこからしばらくすると怒りが爆発し、大ごとになってしまうとのこと。そのため、身体が熱くなってきた時の対処を一緒に考え、その場から一旦離れる、担任の先生へ助けを求めに行くという対処をとってみることになりました。</p> <p>次に、ちょっかいを出し合ったりしても、エスカレートしにくい友だちがいるという気付きがありました。というのも本人は身体を動かす遊びが好きなようで、そういう遊びに誘ってくれる子との間ではトラブルが生じにくいとのこと。そして、他の子ども身体を動かす遊びをしたいという思いは強いものの、断られることが苦手であり、自分から誘うことがむずかしいとのことでした。そのため、はぴくろから身体を動かして遊ぶ機会の作り方について担任の先生に尋ねてみることになりました。先生からのお話では、遊びに誘いづらそうにしている子が本人を含めて複数人いるとのこと、他の子を誘うためのサポートや定期的な全体遊びの実施をしてくれることになりました。</p> <p>その後、身体的なサインが出た際の対処、友だちと身体を動かす遊びをすることが定着する中で、トラブルになっていた子たちが1人1人と「親友」になっていき、「喧嘩もするけど、すぐ仲直りするから気にならない」という力強い言葉があったため、終結としました。</p> <p>[補足]</p> <p>子どもたちが思いを表現できるよう“どのように子どもの話を聴くのか”については、常に考えている所ではありましたが、今回は“その子が得意な表現方法”についても試行錯誤しながら関わった事例でした。これからも、子どもの意見表明権を保障するため、こちらの受けとめ方と共に、子どもたちが思いを発信しやすい場の作り方について、検討を重ねていきます。</p>

相談者 所属 主な内容	相談および調整の内容
事例② 本人と 保護者 中学生 心身の 悩み	<p>[相談導入概要]</p> <p>「気持ちが不安定になることがあるため、どうすればいいですか？」との電話相談がありました。電話時の声はとて小さく、ぽつりぽつりと話す様子からは、かなりつらい状況にあることがうかがえました。電話時に保護者と来所しての面接を希望してくれたため、直接お会いして、お話を聴くことにしました。</p> <p>[ハッピークローバーより]</p> <p>初回来所時、保護者と一緒に面接に入られたため、まずは近況についての話を聴きました。小さい頃から人とのコミュニケーションが苦手で、今まで負担を感じながらもなんとかやってきていた。ただ、周囲の子たちの関わりがだんだんと大人になる中で、うまくいかないことが増え、現在は人との関わりがある場面を避けるため学校を休みがちになっており、家にいる時に、いやなことを考えて気持ちが不安定になることがあるとのことでした。本人としては、今は不安定になる時間が一番つらく、まずはそこが軽減できればとのお話だったので、一緒に対処法を考えたところ、本人からは好きなことをして、いやなことを考える時間を減らす方法が出てきたことに加え、保護者からは一緒に外出する機会を増やすという方法が出てきたため、はぴくろからは、相談時間内にはいつでも電話してほしいことと、24時間対応の相談機関の電話番号をお伝えして、定期的に経過をみていくことになりました。</p> <p>これはうまくいったが、これはいまいちだったと、一緒に試行錯誤を重ねる中で、気持ちが不安定になることへ対処できることが増えてきたある日、本人から「将来のために、人と関わる時間を少しずつ増やさないとと思っている」とのお話がありました。というのも、本人の中で、将来の夢について考える機会があったようで、こんな職業をしてみたい→仕事で人と関わる必要があるし、資格をとるため学校へ通う必要がある→人との関わりは苦手だが、今の内から少しずつ学校へ登校する日を増やして慣らしていきたいとのことでした。</p> <p>学校へ登校しやすくなる方法を考えていくため、担任の先生や養護教諭の先生、SC（スクールカウンセラー）やSSW（スクールソーシャルワーカー）と、はぴくろが連携して考えていくことに対しても本人からの希望があり、その都度本人との打合せをおこないながら、連携しての環境調整をおこないました。その中で、担任の先生と登校ペースについて考えたり、つらい時は養護教諭やSC・SSWと話せたりするようになり、概ね本人のペースでの登校ができるようになりました。その後は調子が落ちてきた時には相談してもらう関係を継続しており、相談に来てくれた時には、最近の悩みについての話と共に、毎回夢に向かっての活動についても語ってくれています。</p> <p>[補足]</p> <p>この事例では、本人の主訴や望みに合わせて、保護者やサポートしてくれる先生と連携をとりながら対応にあたっています。本人が抱える悩みが大きいほど、はぴくろのみで対応できることは限られてきます。本人としっかり打ち合わせをし、本人の意向に沿った形で連携をとっていくことで、本人と共によりよい関係・環境の構築を目指していく。関係・環境の橋渡しをおこないながらサポートしてくださる専門機関は多くありますが、より本人自身の意向を尊重しながら関わりを考えるとという点に、はぴくろの特徴があります。</p> <p>これからも、悩みを乗り越える過程に寄り添い、夢に向かっての活動を応援していきたいと思えます。</p>

相談者 所属 主な内容	相談および調整の内容
事例③ 本人 小学生 学校生活の悩み	<p>[相談導入概要]</p> <p>はぴくろお手紙相談にて、「学校に行くときにさみしい気持ちになる」と相談がありました。会って話を聴いてみると、「家族と離れるのがさみしい」「学校に行きたくないときがある」「お腹が痛くなるときもある」とのことでした。本人といっしょに悩みを整理していきました。</p> <p>[ハッピークローバーより]</p> <p>初めて会ったとき、緊張と同時に悲しそうな顔をしていました。朝、家族と離れるのが寂しくて泣いてきたとのことでした。学校に行くと家族に会えない不安から寂しくなったり、お腹が痛くなったりすると教えてくれました。どうして、寂しい気持ちになるのか聴いてみると、首を傾げて沈黙。ただ、家族の話になると、笑顔になって家族とのエピソードを教えてくださいました。お父さんのお仕事の話や、お母さんが優しくしてくれた話、どれも楽しそうに話すことから、「家族のことがだいすきだね」と言うと、頷いてくれました。漠然とした「寂しさ」をどのように小さくしていくか、いっしょに作戦を立てることにしました。たわいもない雑談から話を広げ、学校生活で少しでも、不安や寂しさを感じた時には、担任の先生に相談してみることも、お友達とあそぶこと、ピアノを弾いてみることも、などたくさんの案がでてきました。その中に、はぴくろにお手紙を出してみることも出てきたことから、以降お手紙相談と面談を数回繰り返しました。面談のたびに、始めは落ち込んだ様子で来ますが終わる頃には、少し元気な様子が見られ、うれしく思いました。「寂しさはときどきあるけど学校が楽しいから、また寂しい気持ちが大いときに相談する」とのことです。現在は終結しているケースですが、いつでも寄り添うことができたらなと感じています。</p> <p>[補足]</p> <p>むなかた子どもの権利相談室「ハッピークローバー」では、子どもたちからのどんな相談でも受け付けています。ただ、相談者のなかには、自分自身が、どうして不安なのか、寂しくなってしまうのか、分からない場合や分かっているけど、言葉にできない場合も多くあります。今回のケースも「漠然とした寂しさ」が相談者をもやもやさせていました。どのような背景があって、どのような寂しさがあるのか、人それぞれ違います。他の誰かにとっては、「些細な事」だと片づけられる内容でも、相談者にとっては、とても大きい悩みだったりします。なので、相談員は聴くことに徹するとともに、先入観をもち、寄り添うことが大事だと考えています。</p>

相談者 所属 主な内容	相談および調整の内容
事例⑤ 本人 小学生 心身の 悩み	<p>【相談導入概要】</p> <p>はぴくろのお手紙相談より、クラスの子が喧嘩している、何もしていないのにたたかれる。と相談がありました。会って話をしたいとの希望はなかったので、本人に手紙で返事を出しました。「近くの気持ちを聴いてくれる人にも相談してみてね。」の一文を添えていたところ、本人が母親へ相談をし、母親からはぴくろに電話がありました。母親と本人と電話相談し、学校で定期的に面談を行うことになりました。</p> <p>【ハッピークローバーより】</p> <p>はじめのお手紙は、子ども同士の交友関係についての話でした。好きなことの話をしていく中で、気持ちがのってくと嫌だったことの話、最近の気持ちや作戦がうまくいきそうかななどの話が出てきました。先生へ自分から相談するときに気持ちの面で負担があることから「先生から話しかけてほしい。」との話もあったので、担任や補助の先生から積極的に話しかけてもらうようお願いをしました。はぴくろは、本人の希望に合わせて学校や保護者の方と情報交換を行い、ストレスをためず相談しやすい環境を整えました。はぴくろのことを話を聴いてくれる人と認識してくれており、日常の楽しいことや困ったことを中心に本人が相談したいときに面談を行っています。</p> <p>【補足】</p> <p>今回の相談は、子の相談と同時に保護者の不安を取り除き安心してもらうことで、子どもが第三者機関に相談しながら、日常生活を元気に楽しく過ごせるように環境を調整するケースでした。</p> <p>本人の負担を減らし気持ちを話せる場づくりに努めました。ホワイトボードに書いたり、自らクイズを出したり、リラックスしながらその子の表現しやすい方法で相談をしています。話すことだけが全てではないので、心地よい空間、気持ちを誰かに相談することの経験を積み重ねられる場所であることも、むなかた子どもの権利相談室「ハッピークローバー」の役割だと考えています。</p>

(2) 救済申立て・発意

令和4年度に対応を行った救済申立て案件は0件、発意案件は1件でした。発意案件については、令和2年度以前から継続していたもので、令和4年度に終了をしています。終了した案件の概要を以下に記載します。

① 発意案件〔終了〕

ア 案件の概要

令和2年度に民間の習い事における子どもへの不適切な関わりについての相談が複数人からあった。日常生活に悪影響が及ぶ可能性を恐れ、相談者らから救済申立ての意向はなかったものの、重大な権利侵害が行われている可能性が否定できず、指導を受ける子どもたちの権利擁護を目的に、発意による調査をおこなった。

イ 調査・調整活動の経過

A) 宗像市子ども基本条例施行規則第12条第1項の規定により、当該団体の代表者に調査への協力を求めた。その際、十分な説明は得られず、周囲に分からない形での観察にのみ協力が得られたため、当該団体への観察による調査を継続的におこなった。

また、令和4年3月30日に宗像市子ども基本条例が改正され、子ども関連施設が防止に努めなければならない、子どもの権利を侵害する行為として、体罰が追記されたことに伴い、その周知と啓発を兼ねたチラシを作成し、最終観察日に当該団体と同日施設を利用していた他団体へ向けて、子どもの権利救済委員が体罰防止の呼びかけをおこないながら配布をおこなった。

B) 規則第11条第1項の規定に基づき、当該団体が利用する施設を管轄する宗像市市民協働環境部文化スポーツ課（以下「文化スポーツ課」）と市民協働環境部コミュニティ協働推進課（以下「コミュニティ協働推進課」）への調査を開始した。調査の結果、調整活動として、同課の協力のもと、再発防止に向けた活動をおこなった。内容は以下のとおりである。

- ・ 文化スポーツ課管轄施設における利用規定への一文の追加

利用者が施設利用を申し込む際に説明を受ける、体育施設等の利用規定の中に「指導時等における子どもへの体罰・暴言は固く禁じます。」という一文を追加し、いかなる場面においても体罰・暴言が禁止されていることの周知をおこなった。

- ・ 体罰防止ポスター・チラシの掲示と配布

令和2年4月の児童福祉法の改正により体罰禁止が規定されたことに触れながら、体罰・暴言の禁止を呼びかけるポスター・チラシを作成し、文化スポーツ課が管轄する施設、コミュニティ協働推進課が管轄する施設への掲示・配布を毎年おこなった。

ウ 終了に至った理由

当該団体がおこなったとされる子どもへの不適切な対応について、当該団体の協力が十分に得られなかったことから、調査と抑止を目的とした観察、再発防止へ向けた活動、体罰防止の直接的な呼びかけをおこなった。

活動風景の観察においては、明らかに不適切な場面は確認されておらず、調査・調整活動を通して、子どもの権利救済機関が見守りを継続していることが当該団体へ定期的に伝わったことで、今後も不適切な関わりを抑止としてはたらくことが期待される。

また、施設管轄する課や施設等の監督が適切になされるよう、施設等の利用規定の中に「指導時等における子どもへの体罰・暴言は固く禁じます。」という一文を追加し、基準を設けたことで、今後不適切な関わりの早期発見・早期介入がおこなわれやすくなるものと思われる。

以上の次第であり、重大な子どもの権利侵害行為がなされた蓋然性が認められるものの、今後も抑止がはたらく見込みがあり、施設を管轄する課や施設等による監督が適正になされることが期待されることから、要請及び勧告は行わず、調査・調整活動を終了することとした。

調査、調整活動は終了するが、今後はさらに子どもの権利侵害防止という視点を、子ども、保護者、子ども関係施設、市民へ向けて周知啓発することで、子どもの権利が守られる、子どもにやさしいまちづくりを推進していく必要がある。調整活動の一環として開始した、毎年の体罰防止ポスター・チラシの配布は継続することとし、併せて、より社会全体へ伝わる周知啓発活動について考えていくこととする。

(3) 救済委員会議報告（一部抜粋）

回	期日時間	内 容	決 定 事 項 等
1	4月8日(金) 14:30~16:30	・今年度の活動概要について ・ケース検討、調査案件について	・周知啓発活動の拡充をはかる ・条例改正に合わせた活動をおこなう
2	4月22日(金) 14:30~16:30	・調査案件について ・周知啓発活動の内容について	・体罰防止ポスター・チラシの配布を今年度もおこなう
3	5月13日(金) 14:30~16:30	・調査案件について ・学校への啓発、お手紙相談について	・今後の調査調整スケジュールを決定 ・お手紙相談の継続、拡充をはかる
4	5月20日(金) 14:30~16:30	・実行委員の募集について ・ケース検討	・キャラクター・標語の選定と、子どもの意見をきく活動を一緒におこなう
5	6月10日(金) 15:00~17:00	・実行委員の募集について ・リーフレットについて	・募集の際の資料を決定 ・リーフレットデザインを決定
6	6月17日(金) 14:30~16:30	・キャラクター・標語の選定について ・ケース検討	・市内の子どもたちへ応募をしてもらう ・緊急性がうたがわれる際の対応を確認
7	7月15日(金) 14:30~16:30	・家庭教育学級について ・第1回はびくろ子ども委員会の活動	・今後のスケジュールを確認、内容を決定 ・応募の選定、意見を聴く活動をおこなう
8	7月22日(金) 10:30~12:30	・子ども委員会の活動について ・ケース検討	・子どもの意見を聴く場について、尋ねるテーマを決定
9	8月19日(金) 10:30~12:30	・第1回はびくろ子ども委員会の活動 ・市長報告について	・子どもの意見を今後の活動へ活用する ・報告時の内容を確認
10	8月26日(金) 14:30~16:30	・市長報告の振り返り ・機関通信について	・お手紙用紙の改善をはかる ・通信の内容を決定
11	9月16日(金) 14:30~16:30	・家庭教育学級の報告 ・調査案件について	・来年度も家庭教育学級への参加を継続 ・今後の活動を決定
12	9月30日(金) 14:30~16:30	・部内研修について ・ケース検討	・機関の立ち位置、行政間の連携について話をする
13	10月13日(木) 14:00~16:00	・図書館展示について ・幼稚園・保育所等への啓発について	・10月末~12月初旬まで展示をおこなう ・定例の園長会にて説明をおこなう
14	10月27日(木) 14:00~16:00	・緊急性が疑われるケースへの対応 ・機関に関するアンケートについて	・対応の仕方を確認 ・アンケートの内容を決定
15	11月8日(火) 10:30~12:30	・第2回はびくろ子ども委員会の開催について	・次年度の10周年記念行事の内容について、子どもたちから意見をもらう

回	期日時間	内 容	決 定 事 項 等
16	11月24日(木) 14:00~16:00	・来年度の10周年記念行事について ・ケース検討	・子どもたちが主となって活動できる場を作成する
17	12月8日(木) 14:00~16:00	・来年度の10周年記念行事について ・ケース検討	・実行委員が子どもの意見を発表する場を作成する
18	12月22日(木) 14:00~16:00	・第2回はびくろ子ども委員会 ・来年度の新たな取り組みについて	・当日の内容を確認 ・土曜日の相談会開催を検討する
19	1月12日(木) 14:00~16:00	・市HPの改善について ・Instagramの改善について	・子どもたち専用ページを作成する ・閲覧の傾向を鑑み運営方針を検討する
20	1月19日(木) 14:00~16:00	・第2回はびくろ子ども委員会の活動 ・ケース検討	・当日は子どもたちから意見を聴き、来年度の活動へ活用する
21	2月2日(木) 14:00~16:00	・令和4年度活動報告書について ・育成課作成の子どもの権利動画	・作成する内容について確認 ・子どもの権利動画ができたことを報告
22	2月17日(金) 14:00~16:00	・第2回はびくろ子ども委員会の振り返り	・子どもたちから出た意見の確認 ・来年度の活動へつなげる内容を確認
23	3月9日(木) 14:00~16:00	・令和4年度の総括と令和5年度に向けての検討	・10周年記念として相談活動、啓発活動、子どもの意見を聴く活動を拡充する
24	3月15日(水) 10:30~12:30	・令和4年度の総括と令和5年度に向けての検討	・10周年記念行事として子どもの意見を聴くイベントを開催する